

令和6年度第3回

江戸川区都市計画審議会

議 事 録

令和6年度第3回江戸川区都市計画審議会

日 時：令和7年3月11日（火）午後2時00分から午後2時30分

場 所：グリーンパレス5階孔雀

出席者：委員 大村謙二郎、石井恒利、有田智一、田口浩、上野達、野崎信、関根麻美子
本西光枝、桒秀行、牧野けんじ、福谷徳啓、高橋守忠、濱田守正
横山巖、井桁秀夫、岩楯重治、関口政男、関口孟利、金本成叔、鐘江謙介
木村秀貴、櫻岡章雄 以上22名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、まちづくり調整課長
まちづくり推進課長、市街地開発課長、建築指導課長
施設課長、学校建設技術課長
土木部長、環境部長、水とみどりの課長

欠席者： 武松伸人 以上1名

傍聴者：0名

議 案：1．開会

2．諮問案件審議

諮問第6号 東京都市計画公園

江戸川第2・2・87号 松江二丁目公園の変更について（江戸川区決定）

諮問第7号 東京都市計画公園

江戸川第2・2・88号 北小岩七丁目公園の変更について（江戸川区決定）

3．閉会

4．事務連絡

事務局：皆様、本日は年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
（都市開発部長） ます。定刻前ではございますが、ただいまから令和6年度第3回江戸川区都市
計画審議会を始めさせていただきます。私、都市開発部長の眞分でございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、諮問案件2件を予定しておりますので、ご審議のほどよろしくお願

いいいたします。

次に、今回新たに委員になられた方を私からご紹介させていただきます。大変恐縮ではございますが、自席でお立ちいただきたいと思います。

行政から小松川警察署長、福谷委員でございます。

福谷 委員： 福谷でございます。先般の異動で、2月17日付で小松川警察署長となりました。前任の井出同様、どうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局： ありがとうございます。ご紹介は以上となります。これからの進行は大村会
(都市開発部長) 長にお願いしたいと思います。大村会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長： それでは、審議に入らせていただきます。

まず、審議会の成立についてでございますが、本日22名の方々が出席、1名の欠席です。江戸川区都市計画審議会条例第6条により、委員の過半数をもって議事を決することになっておりますので、審議会は成立しております。

次に、議事録署名委員として、木村委員と櫻岡委員、このお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、事務局、傍聴者はいらっしゃいますか。

事 務 局： 傍聴者はおりません。
(都市計画係長)

会 長： 分かりました。それでは、事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

事 務 局： それでは、事務局より配付資料についてご確認させていただきます。議案書
(都市計画課長) については、資料1と資料2を既にお送りさせていただいております。議案書がお手元にない方がいらっしゃれば、事務局までお知らせください。そのほか、次第、審議会委員名簿、席次表を机上配付させていただいております。

配付資料については、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

それでは、諮問第6号及び第7号は、いずれも公園の変更についてですので、併せて審議をしたいと思います。事務局説明をお願いいたします。

事 務 局： それでは、議案の説明をさせていただきます。お手元に議案書もござい
(都市計画課長) ますが、スクリーンで説明させていただければと思います。

まず最初に、諮問第6号、東京都市計画公園 江戸川第2・2・87号、松江二丁目公園の変更についてです。江戸川区決定でございます。こちらの諮問案件につきましては本年の2月17日から3月3日まで縦覧を行い、縦覧者は1名、意見書の提出はございません。

続いて、案内図になります。議案書としては3ページに載っておりますが、スクリーンをご覧ください。本公園は、区の中央地域、松江小学校の東側に位置し、都市高速道路7号の南側、今井街道の北側にある公園でございます。

次が計画図案になります。今回、緑で囲んだ面積約0.04haを新規追加する都市計画変更を行います。

続いて、現況写真でございます。こちらが北東側から見た状況でございます。現在は、松江二丁目北児童遊園として既に開園しております。今回、区のほうが用地を取得することができましたので、都市計画公園として追加変更いたします。

続いて、現況写真でございますが、こちらが北側から見た状況でございます。ちょっと逆光で見づらいですが、次の写真を見ていただければと思います。現況写真、こちらが南側から見た状況でございます。続いて、現況写真、こちらが南側から見た状況でございます。

続いて、諮問第7号、東京都市計画公園 江戸川第2・2・88号、北小岩七丁目公園の変更についてです。江戸川区決定でございます。こちらの諮問案件につきましても、本年2月17日から3月3日まで縦覧を行い、縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

続いて、案内図でございます。本公園は、区の北部に位置し、補助線街路第264号線の北側、上小岩小学校の南東側にある公園でございます。

続いて、計画図の案でございます。今回、緑で囲んだ面積約0.09haを新規追加する都市計画変更を行います。

続いて、現況写真でございます。こちらが敷地西側から見た状況でございます。現状は、南側が北小岩七丁目公園として開園しております。今回、新たに北側の用地を一部取得できましたので、開園部分と、元々ある公園と合わせて都市計画公園として追加いたします。

続いて、現況写真でございます。こちらが北西側から見た状況でございます。続いて、現況写真、こちらが北東側から見た状況でございます。この一番手前に見える土地を新規購入できたところでございます。続いて、現況写真、こちらが南東側から見た状況でございます。

最後になりますが、こちらは都市計画公園及び緑地等の状況を示しております。議案書としては、2ページに載っております。今回追加します、松江二丁目公園、北小岩七丁目公園の種別は、街区公園でございます。二つの公園の追加変更により街区公園の箇所は86か所。面積は0.13ha増え、21.30haとなります。

なお、公園と緑地の合計は109か所、面積として1,175.15haとなります。

説明は以上です。

会長： ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでございますか。

どうぞ。

〇〇 委員： 北小岩七丁目公園の敷地追加部分の整備に関して、一つ提案させていただければと思います。北小岩七丁目公園の敷地の東側にある歩行者専用道とつなが

る連続的な空間として整備することを提案いたします。北小岩地区は農業用水路に由来する上小岩親水緑道などの歩行者専用道も複数有するほか、上小岩遺跡等の跡地や、京成本線の高架化が進行中であり、既存及び新設の歩行者ネットワーク上の休憩、憩いの場を公園内に整備することにより、地区全体に親しまれる公園に活用を高めることが可能であると考えております。

一つの声として、承っていただければ幸いです。

会 長： 今のご質問につきまして、事務局のほうからお願いいたします。

事 務 局： 今、委員おっしゃられました整備に向けて、今後、検討していきたいと思
(水とみどりの課長) います。貴重なご意見ありがとうございました。

会 長： ほかに何かご質問、ご意見ございましたらお受けしたいと思いますますが、いかがでございますか。

どうぞ。

○ ○ 委員： ご説明ありがとうございました。都市計画決定をして都市計画公園に位置づけるということでは、縦覧の手続きがあるということで、安定的に公園を確保していくということになるかと思えますけども、二つの諮問には賛成という前提で幾つか確認をさせていただきます。この都市計画に位置づけをしていく公園になるということの確認です。

1点目は、二つの諮問とも用地を取得できたことを受けての都市計画決定というご説明でしたけれども、この松江のほうについては、現行、児童遊園という名称となっていて、都市計画公園の場合、この都市計画上の公園の名称と実際の名称が異なるということはあるのですが、この児童遊園という名称から変更していくような考えがあるのかどうかということ。それから、もう1点が二つとも拡張のタイミングで都市計画決定するということですが、従前から都市計画公園の空白を解消していくという意味では、この前の段階でも特に北小岩のほうは、前のタイミングでも都市計画決定ができたのかなというふうに思うんですけど、こういうタイミングになったということについて、何か基本的な考え方などに基づいているのか、お考えがあればお示しください。

会 長： では、お願いいたします。

事 務 局： 2点について、お答えさせていただきます。

(水とみどりの課長) まず、1点目の松江のほうですが、現状、松江児童遊園という名称ですが、今回の都市計画決定を機に、名前を変更するという考えはないです。今後、この地区で新設公園なり、改修の際には、地域の方々とご相談させていただいて、公園の名称を変えられることができるような形でお声掛けさせていただいた上で、合意を得た上で、名称を変えていければというふうに考えております。

2点目の、今回のタイミングで都市計画というようなことがございましたが、地権者さんのご都合等で都市計画決定をしているような現状でございます。一概にルールというものは現状ないような状況ですが、適時適切なタイミングで都市計画決定させていただいて、公園の空白地域の解消に繋げていきたいとい

うふうに考えております。以上となります。

会 長： どうぞ。

〇〇 委員： ご説明ありがとうございました。

今のところで、タイミングについてルールは特にないということですが、もう少しこの基本的な基準というところで確認させていただければと思うのですが、都市計画公園に決定をしていくその対象については、以前、300㎡以上の敷地が要件となっているというような話を聞いたことがあるんですけど、これがどこに規定されているのか、国の定めによるものか、それか自治体独自に定めているものかということを確認させてください。これが1点です。

それから、もう一点が、江戸川区のみどりの基本計画では、1,000㎡以上の公園を確保したいと、目指すというような方向性も示されているんですけど、この度の特にこの松江の議案については、400㎡ぐらいということで、この敷地面積については都市計画公園にする場合に、この300㎡以上という以外にも何かお考えがあるのかどうか。都市計画公園の空白域をなくしていくということを優先するような、そういう考え方なのか、もし考え方で整理されているようなところがあれば、確認させてください。

以上、2点です。

会 長： では、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

事務局： まず、1点目の都市計画公園の対象というところですが、都市計画決定の段階では、定めは特にないです。今回、都市計画決定された上で、都市計画事業としての事業認可を認可権者である東京都のほうに取っていくような段階になるのですが、その際には、東京都で手引きがございまして、原則300㎡以上の地域と面積という要件がございまして、これを取ることによって、財源がついていくというような状況ですので、それを活用していきたいというふうに思っております。

2点目の、今回の地域が400㎡というところですが、我々、みどりの基本計画にも載せさせていただいておりますが、公園空白地域の解消に努めていきたいというところですが、1,000㎡以上の面積については半径250mを空白地域ではなくすというような考えでございまして、1,000㎡未満の公園については、半径100mというような範囲が、公園空白地域から解消されるということですので、我々としては1,000㎡以上の公園を確保していくことが、有益とあるのですが、地権者様の都合等々もありますので、300㎡、1,000㎡未満の公園でも拡張していければというふうに考えております。

以上です。

〇〇 委員： ご説明ありがとうございました。

定めについては事業認可のところでは定めがあるということで理解をいたしました。

それから、区の基本的なこの公園の取得、空白の解消の考え方についても、

確認させていただいたところです。都市計画公園ということで、東京都が出している一覧で見ていくと、江戸川区と同じぐらいの人口規模の足立区が 151 街区公園を決定していたり、練馬区の 147 街区公園を決定しているというようなところもありまして、それぞれの自治体の判断によるかと思いますが、こういう都市計画審議会で決定をしていくというところで、基準、考え方を確認させていただきました。ありがとうございました。

会 長： よろしいですか。ほかに何かご質問、ご意見ございましたらお受けしたいと思いますが、よろしゅうございますか。特段、今回の議案について反対という意見ではなかったと思いますが、それではお諮りしたいと思いますが、6号議案、それから7号議案、いずれについても、原案どおり了承するというところでよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長： 特に反対ないですね。それでは、原案どおり了承するという形で答申させていただきます。

本日の審議会の諮問事項は以上でございます。これで審議会を終了いたします。

最後に、事務局より連絡事項があるとのことですので、事務局のほうからお願いいたします。

事務局： 事務局のほうから連絡でございます。次回の審議会の開催についてのご連絡
(都市計画課長) でございます。次回は、令和7年7月頃の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めてお知らせさせていただければと思っております。お忙しい中、大変恐縮でございますが、ご予約のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長： それでは、どうも皆様、ご苦労さまでした。

以 上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 大村 謙二郎

署名委員 木村 秀貴

署名委員 櫻岡 章雄